

○泉崎村こども医療費助成に関する規則

平成22年3月3日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、乳幼児・児童・生徒（以下「こども」という。）の医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病又は負傷の治療を促進し、子どもの保健の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「こども」とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあらる者をいう。

2 この規則において「保護者」とは、親権を行う者及び後見人その他の者でこどもを現に監護している者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この規則において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費及び家族療養費をいう。

5 この規則において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付（療養の給付、療養費、家族療養費をいう。）を受ける者が負担すべき額及び母子保健法（昭和40年法律第141号）等法令の規定により公費負担医療の給付がされた場合（育成医療、療養医療等）に徴収される費用の額（以下「費用徴収金」という。）をいう。

6 この規則において「附加給付」とは、保険者が医療保険各法による組合である場合において当該医療保険各法による保険給付に併せて、その規約等をもって当該組合が行う保険給付その他の給付をいう。

7 この規則において「保険医療機関等」とは、医療保険各法において規定する病院、診療所若しくは薬局をいう。

(対象者)

第3条 この規則において、医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、泉崎村に住所を有する者のうち、医療保険各法による被保険者又は被保険者に該当することの保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項第3号の医療支給給付を受けている者を除く。

（助成の方法）

第4条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによつて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、村長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。
- 3 こどもについて泉崎村国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）第6条の3の規定によって一部負担金の額を減じている国民健康保険の被保険者については、この規則による医療費の助成をしたものとみなす。

（助成額）

第5条 前条第2項にかかる医療費の助成額は、次の各号に掲げる額から、保険者等の負担による附加給付等の額を控除した額とする。

- (1) こどもが保険医療機関等において医療を受けた場合 医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該保険医療機関等へ支払わなければならない一部負担金若しくは費用徴収金に相当する額又は泉崎村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年条例第32号）に基づき負担すべき額
- (2) 前号の一部負担金又は費用徴収金に保険者等が負担すべき高額療養費がある場合 規則で定めるところにより算定した額

（譲渡又は担保の禁止）

第6条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（第三者行為にかかる助成金の返還）

第7条 村長は、受給資格者が第三者の行為によつて生じた医療にかかる助成を行なつた場合において、当該第三者から受給資格者が賠償を受けたときは、当該賠償の額を限度として助成金の返還を求めることができる。

（不正行為による助成金の返還）

第8条 村長は、偽りその他不正の行為によつて助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させなければならない

(受給資格の登録)

第9条 医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定める泉崎村こども医療費受給資格登録申請書（様式第1号）を村長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、所得額及び市町村税額を確認できる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(受給資格証の交付)

第10条 村長は、前条の規定により受給資格の登録の申請があった場合において当該申請人がこの規則によるこども医療費の助成を受ける資格があると認めたときは、これを登録し、申請人に対しこども医療費受給資格証（様式第2号）を交付する。

(受給資格証の提示)

第11条 対象者は、当該こどもが医療を受ける場合、医療機関等に対し受給資格証を提示しなければならない。

(助成の請求等)

第12条 第4条第1項の規定により保険医療機関等が支払を受けようとするときは、こども医療費請求書（様式第3号）にこども医療費連記式明細書（様式第4号）を添えて村長に提出しなければならない。

- 2 受給資格者が第4条第2項の規定により助成を受けようとするときは、保険医療機関等から保険診療の証明を受けた泉崎村こども医療費助成申請書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、別表上欄に掲げる区分に応じ同表下欄に掲げる書類を添えなければならない。

(高額療養費支給に係る助成)

第13条 第5条第2号に規定する額は、次の式により算定した額（円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

〔高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額×（規則第4条第1号に規定する額－入院時食事療養費定額負担分）／高額療養費の算定方法による世帯合算額〕+入院時食事療養費定額負担分

(助成の決定)

第14条 村長は、第11条に規定する請求等があつたときは、その内容を審査し、当該請求等に係る

助成金の額を決定し、請求者等に通知するものとする。

(届出の義務)

第15条 受給資格者は、受給資格者証に記載された事項について変更があつたときは、速やかにその旨を泉崎村こども医療費受給資格内容変更届出書（様式第6号）により村長に届け出なければならない。

(受給資格者証の再交付)

第16条 受給資格者証を破損若しくは汚損し、又は紛失したことにより再交付を受けようとする受給資格者は、泉崎村こども医療費受給資格者証再交付申請書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

(受給資格者証の返還)

第17条 受給資格者が受給資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を村長に返還しなければならない。

(処分の通知)

第18条 第7条及び第8条の規定により助成金の返還その他医療費の給付に関する処分をするときは、文書をもつてその内容を申請者又は届出者に通知するものとする。

(不正行為による助成金の返還)

第19条 村長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、平成22年3月31日をもって廃止する。

泉崎村乳幼児医療費助成に関する規則（平成13年4月1日規則第7号）

3 この規則の施行日の前日において、旧規則に基づく助成の対象となっていた者については、この規則にかかわらず、この規則の規定に基づく助成の対象とする。

附 則（平成23年2月28日規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月14日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

区分	提出書類
一 一部負担金が21,000円以上で高額療養費に該当している国民健康保険法適用者以外の医療保険各法適用者の場合	高額療養費支給決定通知書等又は高額療養費の積算基礎を明らかにした書類
二 一部負担金が21,000円以上で高額療養費に該当しない場合	高額療養費支給に関する申立書（様式第5号）

福島県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、乳幼児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、もって子どもを安心して産み育てる環境づくりの一助とするため、市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号、以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定 義)

第2条 この要綱において、「乳幼児」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、かつ、県の区域に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。

- (1) 次に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の被保険者又は被扶養者である者
 - ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (2) 乳幼児の保護者の前年の所得（1月1日から5月31日までに出生した乳幼児の保護者については、前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数に応じて児童手当法（昭和46年法律第73号）第5条で定める額未満である者
- 2 この要綱において「保護者」とは、親権を行う者、後見人、その他の者で、乳幼児を現に監護している者をいう。
- 3 この要綱において「附加給付」とは、保険者が医療保険各法による組合である場合において、当該医療保険各法による保険給付に併せて、その規約等をもって当該組合が行う保険給付としてのその他の給付をいう。
- 4 この要綱において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付（療養の給付、療養費、家族療養費をいう。）を受ける者が負担すべき額及び母子保健法等法令の規定により公費負担医療の給付がされた場合（育成医療、養育医療等）に徴収される費用の額をいう。
- 5 この要綱において「レセプト」とは、診療報酬明細書をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象は、市町村が乳幼児医療費助成を行う場合において、当該乳幼児にか

かる疾病又は負傷について医療保険各法による医療の給付が行われたときに支払うべき一部負担金等の額とする。ただし、当該疾病又は負傷について、他の法令による給付又は附加給付がある場合は、その額を控除した額とする。

2 前項の額に、医療保険各法の保険者が負担すべき高額療養費がある場合には、次の算式により算定した額とする。

[算式]

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{高額療養費の算} \\ \text{定方法による世} \\ \text{帯合算額から控} \\ \text{除する額} \end{array} \times \frac{\text{前項に規定する額}}{\text{高額療養費の算定方法による世帯合算額}} - \frac{\text{入院時食事療養費定額負担分}}{\text{高額療養費の算定方法による世帯合算額}} \right\} + \frac{\text{入院時食事療養費定額負担分}}{\text{高額療養費の算定方法による世帯合算額}}$$

3 原則として、国の制度による公費負担制度を優先し、適用した公費負担制度の自己負担額について補助の対象とする。

4 補助の額は、第1項から第3項で算定した額から1レセプト当たり千円（千円未満の場合は当該レセプトの一部負担金等の額）を控除した額と、市町村が乳幼児に対して助成した額を比較して低い額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で、知事が定める額とする。ただし、算出された額について、千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

(申請書の様式)

第4条 規則第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする市町村長は、乳幼児医療費助成事業補助金交付申請書（様式第1号）により別に定める日までに申請するものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助額に増がなく、補助対象経費の20%以内の変更とする。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、知事に承認を受けようとする市町村長は、乳幼児医療費助成事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、乳幼児医療費助成事業補助金概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 市町村長は、規則第11条の規定による事業の遂行の報告を、乳幼児医療費助成事業遂行状況報告書（様式第4号）により、別に定める日までに行うものとする。

2 市町村長は、事業が完了したときは、速やかに乳幼児医療費助成事業完了報告書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、乳幼児医療費助成事業実績報告書（様式第6号）により、事業の完了の日（事業の廃止について、知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日（補助金が全額概算払いによって交付された場合にあっては、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の5月15日）のいずれか早い日までに行うものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金等の収支の状況を記載した会計帳簿、その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならぬ。

(実施状況調査)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた市町村の整備する会計帳簿、その他の書類を閲覧し、事業の実施状況を検査するものとする。

(雑 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 5 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県乳児医療費補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 2 号の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日以降に出生した者に係る乳児医療費補助金について適用し、同日前に出生した者に係る乳児医療費補助金については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 60 年 8 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県乳児医療費補助金交付要綱第 3 条の規定は、昭和 60 年 10 月 1 日以降に受診した者に係る乳児医療費補助金について適用し、同日前に受診した者に係る乳児医療費補助金については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年 12 月 4 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県乳児医療費補助金交付要綱の規定は、平成元年度分に係る乳児医療費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 7 月 12 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県乳児医療費補助金交付要綱の規定は、平成 2 年度分に係る乳児医療費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6 年 9 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県乳児医療費補助金交付要綱の規定は、平成 6 年 10 月 1 日以降の医療行為に関する給付に要する経費から適用する。
- 3 この要綱による改正後の福島県乳児医療費補助金交付要綱の規定は、平成 6 年度分に係る乳児医療費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県乳幼児医療費補助金交付要綱の規定は、平成 8 年度分の乳幼児医療費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日の乳幼児医療費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 7 月 12 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日の乳幼児医療費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県乳幼児医療費補助金交付要綱の規定は、平成 24 年度分に係る乳幼児医療費補助金から適用する。

ただし、この要綱による改正後の福島県乳幼児医療費補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 24 年 6 月 1 日以降に受診した者に係る乳幼児医療費補助金について適用し、同日前に受診した者に係る乳幼児医療費補助金については、なお従前の例による。